

学校いじめ防止基本方針

館山市立那古小学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び館山市いじめ防止対策推進条例に基づき、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童、どの学校でも起こりうるものであり、いじめが生まれる背景には様々な要因がある。いじめの問題に全く無関係と言える児童はいないため、全児童をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものとする。

2 校内いじめ対策組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会
通常は生徒指導委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導担当職員）として活動する。喫緊の事態が発生した場合の構成員は(2)のとおりとする。
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導担当職員・各学年主任・当該学級担任・養護教諭
- (3) 会議開催 毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内容 ○いじめ防止に向けた取り組み（アンケート、教育相談等）の計画立案・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し
○いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
○いじめやいじめの疑いに関する情報について、それに関わる児童の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
○生徒指導上の問題を持つ児童について、現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
- (5) 事務局 生徒指導委員会職員

3 いじめの未然防止について

- (1) いじめ防止の環境づくり
○児童の運営委員会の活動の中にいじめ防止活動（「いじめゼロ宣言」に基づく）を取り入れ全校児童に啓発する。
○教師から児童への呼び捨てをしない。子ども同士でも、行事、授業中など公の場では呼び捨てをしない。それ以外でも「〇〇さん」を推奨する。

- 高学年は、学期に1回と必要時の情報モラル教育を実施する。
- (2) 「わかる授業」の展開
 - セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施する。
 - 授業後の成果、課題と改善方法を年間指導計画へ記録する。
 - 週指導記録簿の実質的有効活用と管理職の指導の充実を図る。
 - 教材研究や授業研究のための指導案検討など、校内研修の充実を図る。
 - 基本的な生活習慣及び学習規律等の徹底を図る。(中学校区共通指導事項)
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
 - 道徳の授業(年間35時間)の完全実施をする。
 - 特に、児童の実態にあわせて指導価値項目(友情、親切、思いやり)を重点化する。
 - 各学期ごとに重点項目について必ず授業を行う。また、道徳を授業参観日に年間1回は実施し、保護者に公開する。
 - 異学年交流(なかよしフレンド活動)を推進する。
 - 春の遠足、交流給食、交流遊び、長縄跳び 等
 - 学級活動でソーシャルスキルトレーニングを実施する。
 - より良い人間関係づくり、学級集団づくりのための活動(グループワークトレーニング・構成的グループエンカウンター等)等
- (4) いじめ防止の啓発活動
 - 運営委員会を中心に、集会や放送等はいじめ防止を訴える企画を実施する。
 - 人権教育を積極的に実施する。(道徳、高学年の社会科等の活用)
- (5) 学校の指導方針等の周知
 - 学校は、以下の指導方針について、児童と家庭へ文書の配布及びPTA総会、学年・学級懇談会等での連絡などの方法をとって周知する。
 - ・いじめに対して厳正に対応すること
 - ・いじめの軽重に関わらず、全教職員に情報共有化を図ること
 - ・関係児童の保護者へ事実と指導について連絡をすること
 - ・いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた児童を徹底して守りとおすという観点から、警察等の関係機関と連携した対応をとること

4 いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
 - 児童に対しアンケート調査を実施する。(前期・後期の年2回)
 - また調査内容を集計分析し、回答内容により早期に対応する。(回答用紙は金庫にて保管する)
 - 教育相談期間の完全実施
 - 第1回教育相談(6月)児童全員と学級担任
 - 第2回教育相談(10月)児童全員と、学級担任又は希望する職員
 - 第3回教育相談(1月)必要と思われる児童及び希望する児童と、学級担任又は希望する職員
 - 児童が「いつでも、どんなことでも、誰にでも」相談できる雰囲気づくりに努める。

(2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察

- 可能な限り、休み時間や放課後の児童の様子を観察する。
- 日常生活での児童の様子の変化（サイン）に気づけるようにする。
（授業中の発言の減少、一人での時間の増加、欠席や不登校、食欲不振等）
- 「おかしい、もしかしたら、このままだと」と思った場合はすぐに学年職員、保護者、校内いじめ防止対策委員会とで常に情報を共有するとともに、継続的に観察、支援をする。

(3) いじめに関する窓口の常設

- 「相談ポスト」を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- 全教職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つように管理職が指導するとともに、児童・保護者へ全教職員自身がいじめに関する窓口であることを公言する。
- 児童がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対処できるように、「館山市いじめ相談室（Tel 0120-105-783）や「24時間子供SOSダイヤル（Tel 0120-0-78310）全国共通」等の存在を、保護者を含め周知する。
- いじめに限らず、児童及び保護者が様々な悩みを相談できる機関の情報を一覧にまとめ、年度初め等に配布する。

(4) 学校、家庭、地域、学校間の連携による多様な情報提供ルートの確保

- ・毎年、実施している家庭環境調査票を活用し、児童の家庭での生活状況についても学校と家庭間で共通理解を図る。
- ・日頃から、保護者、学校評議員、地域での見守り活動を行う住民等と積極的にコミュニケーションを図り、児童に関する様々な情報の提供を依頼する。
- ・通常行われている転校等に係る相手校との引継ぎに加え、特に指定学校変更や区域外就学によって転校する児童については、相手校との綿密な引継ぎや情報共有を図る。
- ・定期的開催される中学校区生徒指導委員会などを活用し、他校の状況、効果的な取組などについて、積極的に情報収集を行う。

(5) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- 「生徒指導の会」（月1回）の実施
- 「生徒指導の会」は担任一人が問題を抱え込まないよう、生徒指導上の課題や悩みについて他の教職員と問題を共有できる場とする。特にいじめに関する内容については全職員の問題として捉え、共通理解をし、問題解決に全力を注ぐ。
- 事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
- hyper-QUの結果を分析し、児童の悩みの解消や問題解決に向け、指導体制を確立する。
（全職員からの声掛け、学級外での活動に対する称賛、学級内での自己肯定感・自己有用感を持たせるような支援等）

5 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案に関わる聞き取り

- いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々から、校内いじめ防止対策委員会と学級担任等が、いじめ事案に関わる状況を聞き取り、記

録に残す。聞き取り内容に齟齬^{そご}があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を確実に行う。なお、聞き取り時には児童の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(2) いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制の構築

- 聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会は安心安全の確保の方法（いじめを行った児童への指導・いじめを行った児童との隔離・いじめを行った児童の保護者への指導の依頼等）を検討し、すぐに実行する。
- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼等）をいじめを受けた児童とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- 校内いじめ防止対策委員会は、関係児童の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。（いじめを受けた児童の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことの説明等を含む。）
- 校内いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、関係機関（教育委員会・警察等）へ協力を要請する。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援

- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた児童やその保護者と協議し、その結果に基づき支援を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた児童へ

- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の心的な被害改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に知らせる。
- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った児童からのいじめを受けないように措置をするとともに、同じ児童からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ防止対策委員会へすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた児童の安心安全を確保するために十分な対応をする意思をはっきりと伝える。

②いじめを行った児童へ

- 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること、

必要に応じて警察や児童相談所など関係機関へ連絡することを、当該児童の保護者にしっかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取り組みを行う。

- 「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った児童の人格等を否定するものではない。したがって、校内いじめ防止対策委員会事務局は、当該児童のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に知らせる。

③観衆、傍観者となっていた児童へ

- 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童はいない。学校は、いじめの問題に関わる対象を全児童と考える」ことを、観衆等となっていた児童へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

- 校内いじめ防止対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、告げ口は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) 具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、次の2点が満たされている必要がある。また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童の観察、支援を継続する必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること。

- ・いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とするがいじめ被害の重大性や状況を踏まえ、目安に関わらず、その期間を改めて設定し、継続して注視、支援していく。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・児童及び保護者に対し、面談等をとおして、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(8) 情報の記録化

- ・いじめとして認知したケース、または、気になる児童の様子は記録を一元管理し、進級等があっても確実に情報の引継ぎを行う。

6 重大事態への対処について

【重大事態への対応については、以下に示すほか、文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応する。】

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害【児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合】が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより相当の期間【不登校の定義を踏まえ年間30日】、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 報告と対応

- ①校長は、重大事態の発生について、教育委員会をとおして速やかに市長に報告する。
※事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

※児童、保護者から「いじめにより重大事態に至った。」との申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たる。

- ・第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発 見 者	受 理 者
-------------	-------------

→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任
→ 教頭・校長 → 教育委員会 → 市長
→ （必要に応じて）医療機関・警察等の関係機関

- ・第2報【第1報後の、書面をとおした連絡経路】

校長 → 教育委員会 → 市長

報告書内容 ①いつ（いつ頃から）、②誰が、③誰から、④どのような様態か、⑤背景、⑥児童の人間関係、⑦認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか）等、可能な限り、網羅的に明確にしておく。

※いじめを受けた児童の身体的状態によっては、事故報告も提出する。

（事故報告の第1報を含む）

- ②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童の安心安全の確保を優先し「5 いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

※調査実施前に、被害児童及び保護者に対して、調査主体、調査方法や調査内容について説明することで、被害児童及び保護者の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。

- ①調査主体＝校内いじめ防止対策委員会

②調査方法

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童からの聞き取り
- ・関係した児童、見ていた児童等からの聞き取り

- ・個人的な関係によるものでない場合，アンケート調査 等
- ③調査内容（客観的事実関係を明らかにするための調査実施）
 - ・いつ（いつ頃から），誰が，誰から，どのような様態か，いじめが発生した背景，児童の人間関係，認知後の学校の対応等
- ④調査結果の提供
 - ・調査結果の提供については，被害児童及び保護者に対して，どのような内容を提供するのか，予め説明を行う。
- ⑤記録の保存
 - ・調査により把握した情報の記録は，文書管理規則等に基づき適切に保存する。

7 公表，点検，評価等について

（1）学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校ホームページで公表するほか，入学時，PTA総会，年度初めなど様々な機会を活用し，児童，保護者に学校いじめ防止基本方針を配布し，学校における具体的な取組内容等について周知を図る。

（2）いじめ事案への取組の評価・分析

- ・学校の具体的な取組状況や達成状況について，学校評議員による評価や児童及び保護者対象のアンケート調査を行い，その結果を集計，分析するとともに，学校評価の項目に設定し評価結果を踏まえ改善を図る。

（3）学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・児童及び保護者からの学校いじめ防止基本方針に対する意見や学校評議員の評価と分析を参考にして，いじめ防止対策委員会を開催し，学校いじめ防止基本方針の見直しを行い，公表する。

8 その他

- （1）この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は，校内いじめ防止対策委員会が中心となり，校内で十分に検討し，校長の責任において定める。

- （2）この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は，改訂日を記載し，学校ホームページでの公開，児童及び保護者等に再配布するなど，改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成31年4月1日から運用する。

平成31年3月4日改訂